

消防に関する助成制度（問①）

◆消火栓器具一式購入補助金

新設された消火栓に、消火栓用ホース1本・管銃1本・金属製屋外用格納箱の一式を購入した区に、購入価格の2/3を補助。

また、10年以上経過した格納箱更新時には、購入価格の2/3を補助。

◆消防用ホース購入補助金

結合口径65mm、長さ20mの平ホースで、消防法令適合品を購入した区に、小型動力消防ポンプ用ホースは1台につき3本、消火栓用ホースは消火栓器具一式に対し1本を限度に、購入価格の2/3を補助。

◆ホース乾燥柱設置補助金

20mホースなどが乾燥できる乾燥柱を新設された区に、工事費の1/3以内（限度額10万円）を補助。ただし、前回補助から20年以上経過したものに限り。

◆小型動力消防ポンプ格納庫整備補助金

小型動力消防ポンプの格納に必要な面積を有し、木造やブロック造り等で新築・改築した区に、総工事費の1/3以内（限度額15万円）を補助。ただし、前回補助から20年以上経過したものに限り。

※事前に消防署にご相談ください

住宅防火 いのちを守る 10のポイント（問②）

4つの習慣	①寝たばこは絶対にしない、させない ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない ③こんろを使うときは火のそばを離れない ④コンセントはほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く
6つの対策	①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。 ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく ⑤お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの放火対策を行う

問①消防署 警防課 ☎88-0400 問②消防署 予防課 ☎88-0400
問③商工文化課 商工振興係 ☎88-8105

労働・産業

労働

融資制度（問③）

市民生活安定資金

市内に原則として1年以上住所を有する方に生活資金の融資を行います。

窓口	越前信用金庫 市内各支店
限度額	1人150万円以内
期間・利率	3年以内 年1.3% 5年以内 年1.6%

勤労者生活安定資金

市内に住所を有する勤労者の方に生活資金の融資を行います。

窓口	北陸労働金庫 奥越支店
限度額	1人150万円以内
期間・利率	3年以内 年1.3% 5年以内 年1.6%

共通事項

※利率は変動することがありますので各窓口へお問い合わせください

※取扱金融機関の審査（融資の目的、返済計画など）により融資できない場合がありますので、詳細については、取扱金融機関でご相談ください

※労働組合のない事業所の勤労者が、福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて北陸労働金庫から融資を受ける場合に、保証料の一部を市が補給する制度もあります

求人・求職（問③）

求職者に対する職業相談や紹介、求人の受理（取り次ぎ）を行います。求人検索装置により最新の求人情報を提供しています。詳細は、窓口へお気軽にお問い合わせください。

勝山市地域職業相談室「マイワークかつやま」

片瀬町1丁目402 市民交流センター 2階

☎88-1286

高齢者の仕事（問①）

健康で働く意欲のある高齢者に仕事を提供しています。公共・企業・一般家庭の軽作業を対象としています。お気軽にお問い合わせください。

公益社団法人 勝山市シルバー人材センター

本町1丁目9-40 ☎88-1881

人材確保に関する奨励金

◆医療、介護、障害福祉人材確保奨励金（問②③）

移住者または市内に住所を有する新規卒業者で次に該当する方へ奨励金を交付します。

- ・市内医療機関に勤める看護師・准看護師・薬剤師
- ・市内介護サービス事業所の介護サービス従事者
- ・市内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者

交付金 30万円（年10万円を3年間交付）

産業

中小企業を支援する融資・助成制度（問①）

①～③の融資の取扱金融機関は、福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・越前信用金庫の市内の各支店です。詳細は、取扱金融機関でご相談ください。

◆①中小企業振興対策資金

対象者	市内で引き続き6か月以上同一事業を営んでいる事業者
限度額	設備資金 3,000万円 運転資金 1,000万円 設備・運転併用 3,000万円
期間	5年以内・7年以内・10年以内 ※据置期間1年以内

◆②小規模企業振興対策資金

対象者	従業員数20人以下（商業またはサービス業は5人以下）で、かつ市内で引き続き6か月以上同一事業を営んでいる事業者
限度額	設備資金 1,000万円 運転資金 1,000万円 設備・運転併用 1,000万円 ※原則として福井県信用保証協会の保証を付すこととし、その保証残高が2,000万円の範囲内とする
期間	7年以内 ※据置期間6か月以内

◆③新規開業資金

対象者	新たに市内で小規模事業を営もうとする方
限度額	設備資金 1,500万円 運転資金 1,000万円 設備・運転併用 2,000万円 ※運転資金は1,000万円以内
期間	5年以内・7年以内・10年以内 ※据置期間1年以内

◆中小企業振興対策資金等利子補給金

対象者	市の各種融資制度および小規模事業者経営改善資金（マル経融資）のいずれかを受けた事業者で、1事業者に対し1件の融資を対象とする
補給額	融資利率の1/2に相当する額
期間	融資を受けた日から起算して3年

◆中小企業人材育成助成金

「ふくい産業支援センター」等の行っている人材育成に関する講座（新入社員研修および資格取得講座は除く）を受講した場合、受講にかかる経費の一部を助成します。

対象者	市内に住所を有する中小企業（資本金1億円以上の企業、国県など他の助成制度利用者は除く）
補助対象額	受講料および指定のテキスト代の1/2以内
限度額	1講座あたり5万円 1事業者あたり年間10万円

◆勝山市インキュベート施設

市内で情報関連産業などを創業しようとしている方への支援・育成施設「勝山市インキュベート施設」（市民交流センター内）を貸与します。

対象者	情報関連産業、専門・技術サービス業、無店舗小売業など
利用期間	入居開始から3年間、最長2年間延長可能
設備	冷暖房設備、電話回線
利用料	6,600円/月 ※電気料金、電話料などは実費

この他、事業者の育成と企業の立地促進を図るために「企業振興助成金制度」を設けています。詳細は、市ホームページをご確認ください。

問①商工文化課 商工振興係 ☎88-8105 問②健康体育課 健康増進係・介護福祉係 ☎87-0888
問③福祉児童課 社会福祉係 ☎87-0777

◆商業施設出店促進事業補助金

市内の空き地または空き家（空き店舗）を活用して新規に出店しようとする事業者または新分野に進出しようとする方に対し、費用の一部を補助します。

勝山商工会議所から事前に創業計画などの指導を受け、事業計画を策定する必要があります。

※勝山商工会議所の創業塾などを受講し商工会議所から推薦を得ることが必要

対象者	新規に物品販売、飲食、サービスの提供などを行う商業施設を営もうとする方、または新分野に進出しようとする方
補助額等	①店舗改修等工事費補助 店舗改修等の工事費の1/2以内 ※都市機能誘導区域への出店または観光の産業化に資する商業施設については補助額を加算 ②土地・建物賃借料補助 店舗部分の土地建物の賃借料（年間支払額）の1/2以内（年度ごとに申請が必要）
限度額	①100万円 ②月額5万円（対象期間3年間）

◆まちなか賑わい創出事業補助金

市内の意欲ある商業団体らが行うまちなかの賑わいを創出し地域経済の活性化を図る事業に対し、費用の一部を補助します。

対象者	・商店街振興組合 ・市内の5店舗以上が会員となっている商業団体（5年程度の事業計画を策定し継続的に活動する団体）
補助対象事業	①施設整備事業： 街路灯、共同駐車場など、市の商業振興に役立つ施設整備で費用が30万円以上の事業 補助対象経費の1/2以内 ②活性化事業： 新規に行うイベントや商店街マップ作成などの事業で、売り上げ向上および集客促進につながる10万円以上の事業 補助対象経費の1/2以内 ※団体の運営費、食糧費、人件費などは対象外
限度額	①750万円 ②50万円

◆おもてなし宿泊施設活性化促進事業

市内事業者が、各施設の強みを活かしていく「おもてなし事業実施計画」を策定し、その計画に基づいた施設改修の費用の一部を補助します。

補助対象額 補助対象事業費の2 / 3以内
（限度額300万円）

◆おもてなし商品開発等支援事業補助

市内の地場商品・特産物や恐竜、平泉寺などの地域資源を活用した新たなお土産物の開発に取り組む事業に対し、費用の一部を補助します。

対象者	市内の地場商品・特産物を扱う、もしくはこれから扱おうとする法人・個人・団体
補助対象額	①商品開発・販路開拓に係る経費の2 / 3以内 ②外部専門家（中小企業診断士、デザイナーなど）派遣に係る経費の全額
限度額	①50万円 ②10万円

農林業

農業に関する助成制度（問④）

◆新規就農者経営支援事業

地域の話し合いで作成された「人・農地プラン」に位置付けられた、就農予定時年齢が原則50歳未満の新規就農者の農業への定着を図るため、資金を支援します。

経営開始資金 年間150万円まで（最長3年間）を支給

経営発展支援資金 1,000万円までの事業費に対し3/4を助成※経営開始資金を受けるとは、500万円までの事業費に対し3/4を助成

◆里芋栽培のための生分解性マルチの購入補助

里芋を栽培する農地に使う生分解性マルチの購入費用を補助します。

対象経費	生分解性マルチの購入に要した経費（市内事業所で購入したものに限り）
補助要件	次に掲げる全ての要件に該当すること ①販売目的の里芋栽培に使用すること ②市内に住所のある農業者・団体 ③市税の滞納がないこと
補助額	1本（長さ200m×幅135cm）あたり1,800円（年度内1回限り）

(続) 農業に関する助成制度 (問①)

◆6次産業化推進事業

農林漁業者自らが、生産した農林水産物の加工や販売に必要な施設、機械類などの整備に必要な経費の一部を補助します。

対象者	認定農業者、生産者グループ ※本事業の実施により5年以内に農産物の加工または販売による売上額が、300万円以上の増加となる事業計画の立案ができること ※加工品の販売額が1,000万円以上ある者は対象外
補助率	1 / 3以内 (上限額190万円)
対象経費	農産物の加工または販売に必要な施設・機械類の整備に要する経費

◆農地活用支援事業

園芸作物等生産支援事業

一定規模以上の対象農作物の作付・出荷を行う農業者などで、特定の農業用機械購入(中古機械除く)費用の50万円までは1 / 2以内、50万円を超える部分は1 / 6以内(上限50万円)を支援します。ただし、生産調整を実施している農業者などに限ります。

農業用施設などに関する助成制度 (問②)

◆原材料の支給

農業用施設などの維持補修を関係者の皆さんで行っていただく場合に、生コンクリートや砂利などの必要な材料を支給(費用負担)するものです。

※限度額は1か所5万円まで

◆機械・重機借上げの助成

農業用施設の維持補修を関係者の皆さんで行っていただく場合に機械・重機などの借り上げについて助成するものです。

※経費助成の範囲は実経費の70%以内で助成の上限額は1か所7万円まで

◆市単土地改良事業補助金

農業農村整備事業で、土地改良区、市内地区および農地などの管理者(地権者または耕作者)が対象事業者となります。

対象となる工事は、事業費30万円以上300万円以下で、補助率は暗渠排水、客土工、圃場の区画

拡大については50%、農道・水路の新設改良は70%です。

市民農園を始めよう (問③)

市民の方がレクレーションとしての自家用野菜、花の栽培、生徒児童の体験学習などの多様な目的で、野菜や花を育てるための農園の耕作者を募集しています。土作りや苗植えなど各種講習会も予定しておりますので初心者でも安心です。

年間使用料(*)	1区画3,000円~5,000円 (1区画10m×5m)
農園の場所	郡地区・長山地区・浄土寺地区

*各農園の状況、状態、土質利便性などにより年間使用料が変わります。また、個人借受区画、園路、共有地の草刈などは利用者による管理となります

林業に関する助成制度 (問④)

◆林道などの維持管理のための原材料支給制度

林道および主要な作業道の維持管理を自主的にを行う団体に対して、砂利・コンクリートなどの原材料を支給します。

上限額は1路線・1施工箇所につき、5万円です。材料単価は市の規定に基づきます。

◆林道などの維持管理のための建設機械などの借上げ補助制度

林道および主要な作業道の維持管理を自主的にを行う団体に対して、維持管理作業に必要な機械の借上げ料金の70%を補助(市の支払額は10万円を限度)します。

料金の算定は市の規定作業単価×作業時間とし、支払いは施工業者に勝山市が直接支払います。

森林の利用 (問④)

森林の土地の所有者になった方は面積に関わらず、また個人か法人かによらず、売買契約、相続、贈与などにより、所有者となった日から90日以内に「森林の土地の所有者届出書」による届出が必要です。

問①農林課 農業振興係 ☎88-8106 問②農林課 計画・整備係 ☎88-8106
問③(公益財団法人)勝山市農業公社 ☎88-5520 問④農林課 森林整備係 ☎88-8121

草刈機の貸出（問④）

市内の環境整備を行う際に草刈機の貸出をしています。

対象者	勝山市在住者または市内に土地を所有している方で、営利目的でない作業を行う個人または団体
環境整備箇所	・公園等不特定多数が利用する土地 ・個人の土地で鳥獣害対策や森林整備を行う場合
申請期間	貸出日の2週間前から前日までに申請
貸出期間	貸出日から5日間

柿などの実のなる木の伐採補助（問⑤）

クマを住宅地などへ誘引している柿などの実のなる木の伐採を、業者に委託する場合、対象経費の50%を補助（限度額2万円）します。

また、不在家屋などの柿などの実のなる木を、区が伐採する場合、対象経費の全額を補助（限度額5万円）します。

農地の利用（問⑥）

◆農地法の許可申請が必要なとき

申請書の受付は毎月10日が締め切りです。

農業振興地域内の農用地を転用する場合、事前に農用地区域から除外する手続きが必要です。

個々のケースで状況が異なりますので、申請前に農業委員会事務局にご相談ください。

①農地を農地で売買

申請の種類	農地法第3条
許可までの期間	3週間
受付場所	農業委員会

②農地を農地で賃借

申請の種類	農業経営基盤強化促進法 農地法第3条
許可までの期間	3週間
受付場所	市農業公社 農業委員会

③自分名義の農地に自分の家屋を建てる

申請の種類	農地法第4条
許可までの期間	6週間
受付場所	農業委員会

④他人名義の農地を賃借・購入し家屋を建てる

申請の種類	農地法第5条
許可までの期間	6週間
受付場所	農業委員会

◆農地を相続したら届出が必要です

相続などによって農地を取得した方は、権利取得を知った日から概ね10か月以内に農業委員会事務局に届け出が必要です。

空き家に付属する農地の取得 下限面積が1㎡に（問⑥）

農地の取得には取得後の耕作面積が3000㎡以上（勝山都市計画用途区域内および北谷町を除く）という面積要件がありますが「勝山市空き家情報バンク」に掲載の空き家付属の農地を取得する場合に限り、面積要件が1㎡となります。

主な条件

- ・「勝山市空き家情報バンク」に掲載している空き家と、当該空き家に付属する農地をあわせて取得すること
- ・農地の全て、または一部が遊休農地、または今後遊休農地になる可能性のある農地であること
- ・農地法第3条の権利移転要件を満たすこと

問④農林課 森林整備係 ☎88-8121 問⑤農林課 鳥獣害対策係 ☎88-8121
問⑥農業委員会事務局 ☎88-8115